

入札監理小委員会  
第473回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第473回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年9月12日(火)17:02～18:14

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項(案)の審議

○なごや地球ひろば企画運営管理業務((独)国際協力機構)

○劇場・音楽堂等基盤整備事業(文化庁)

○通訳案内士試験事業((独)国際観光振興機構)

### <出席者>

(委員)

古笛主査、小松専門委員、清水専門委員

((独)国際協力機構)

中部国際センター市民参加協力課 高坂課長、駒崎主任調査役

(文化庁)

文化部芸術文化課文化活動振興室 時川室長補佐、住友専門職

((独)国際観光振興機構)

インバウンド戦略部 山田部長、半田次長

(事務局)

栗原参事官、池田参事官

○古笛主査

それでは、ただいまから第473回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、3件となっております。1件目は、なごや地球ひろば企画運営管理業務の実施要綱（案）の審議を行います。本案件につきましては、独立行政法人国際協力機構、中部国際センター市民参加協力課、高坂課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は20分程度でお願いいたします。

○高坂課長 ありがとうございます。それでは、お手元のパワーポイントのカラー刷りの資料を用いて、なごや地球ひろばの概要についてご説明いたします。

JICAの15の国内拠点の1つである中部国際センター、JICA中部は所管の愛知県、岐阜県、三重県、静岡県における国際協力事業を推進しています。JICA中部は2009年3月に築38年を経て、老朽化した名古屋市名東区の旧センターから名古屋駅近隣のささしまライブ地区に移転しました。新生JICA中部は国際協力を中部の文化にすべく、中部地域の国際協力の拠点を目指し、市民が参加可能な施設、なごや地球ひろばを開設しました。

JICA中部の所在する地域では、2005年に愛知県で愛地球博が開催されたこともあり、地球社会や途上国の人々への理解と共感が育まれてきました。JICA中部はこのような背景のもと、多くの市民が気軽に訪れ、国際協力に対する理解を深める場、国際協力に参加するきっかけを見つける場、地域の市民団体の方々が地域社会での経験に根ざした国際協力活動を発信し、相互交流を深め、研修を実施できる場として、中部地域の国際協力の拠点になることを目指しており、その中でもなごや地球ひろばは重要な役割を担っております。

なごや地球ひろばの施設についてご説明いたします。なごや地球ひろばはJICA中部の1階と2階にあります。国際協力をテーマに開発途上国の現状や世界の抱えている課題を体験型の展示を通じて学習できる体験ゾーン、パネルや写真を通じて途上国の現状や国際協力について伝えるパネルコーナー、エスニック料理を中心に途上国の料理が味わえる食のゾーン、フェアトレード商品やエスニックグッズなどが購入できる買い物ゾーン、市民の方々に国際協力活動の成果を発信いただく活動ゾーンなどを備え、国際協力について学んだり、実践できる施設となっております。

全てのゾーンの来場者を合計すると年間8万人以上の方に来館いただいています。

体験ゾーンについてご説明いたします。なごや地球ひろばの体験ゾーンでは、世界の現

状や直面する課題、国際協力についての写真、映像、実物資料、造形などを交えて展示しています。見て聞いて触れて体験できる展示を通し、世界や開発途上国について理解を深めることができます。

なごや地球ひろばでは、地球案内人と呼ばれるガイドが来場者をお迎えします。地球案内人が体験ゾーンの展示を説明し、来場者の学びをサポートします。体験ゾーンのメイン展示では年間を通じて基本展と企画展を数カ月ごとに交互に開催するため、来場者が何度訪れても新たな学び、発見を得られるようになっております。

体験ゾーンでは市民の方々の暮らしと身近につながっている世界について学ぶことができます。実際に触れながら学ぶ体験キットなどたくさんの考えるための仕掛けがあります。世界の民族衣装を試着できるコーナーでは気軽に異文化を体験することができます。

パネルコーナーでは、世界の課題を解決するために、JICAが行っているさまざまな事業をパネル、写真などで紹介し、日本が行っている国際協力について学ぶことができます。内容としては、日本や世界が取り組む国際協力について、日本の政府が途上国に行っている政府開発援助、ODAについて、世界の貧困問題を解決するために行っているJICAのさまざまな支援について、途上国に対して、JICAが行う活動がどんな影響をもたらしているかについて、中部地域のものづくりなど、地域の特色を生かしたJICAの取り組みなどの展示が行われています。

訪問プログラムについて、なごや地球ひろばでは予約の団体訪問者に対して、体験ゾーンの見学に加え、国際協力やJICA事業紹介、地球規模の課題についての説明、JICAボランティア経験者による途上国での国際協力体験談、途上国の学校給食体験などの内容を組み合わせて、要望に応じた訪問プログラムのアレンジを行っています。

お手元の資料の受け入れ実績にありますとおり、近年は年間200件以上、6,000人から7,000人の方に来館いただいております。

続きまして、今回の民間競争入札の対象公共サービスの内容についてご説明申し上げます。お手元の資料A-2のなごや地球ひろば企画運営管理業務、民間競争入札実施要項の78分の6ページをご参照ください。

なごや地球ひろば企画運営管理業務における主要な業務は、体験ゾーンとパネルコーナーにおける各種展示の企画、調整、展示品制作と、なごや地球ひろばに来館する市民の方々に対し、開発途上国の現状や課題、国際協力やJICA事業について説明する案内業務となります。

具体的な業務として、市民参加協力に係る各種対応（市民ボランティアの活用、国際協力出前講座申し込み対応、市民からの問い合わせへの対応等）が含まれます。

体験ゾーン及びパネルコーナーにおける展示企画、運営、管理業務についてご説明いたします。企画展、パネル展、写真展の企画・立案及び展示品の製作について。企画展とは、JICA中部により提示する開発課題等のテーマに沿った展示を行い、市民に対して情報発信を行うものです。約4カ月ごとに基本展と交互に開催し、契約期間中、5回の異なった企画展を企画、開催することを予定しています。

具体的な業務内容としては、JICA中部が提示するテーマについての企画案の作成、企画案に基づいた展示品の素材収集・製作、訪問者に効果的に理解してもらえるような展示品の説明文、地球案内人などの説明者に対する説明マニュアル等の作成、展示スケジュールに合わせた展示品の入れかえ作業がございます。

基本展の更新・追加に係る業務として、基本展について、原則として新しい企画立案や展示品の大幅な入れかえは行いませんが、最新の情報に基づいた既存展示物、データの更新、追加を行うこととします。

展示品の保守・管理・貸し出しとして、展示品のデータベース管理、民族衣装を含む貸し出し可能な展示品リスト等の作成と、発送や受け取り業務を含む貸し出し管理、展示品が破損した場合の簡易補修などを行うこととしています。

体験ゾーン、パネルコーナー以外の展示スペースにおける業務として、食のゾーン内のコルクボード（世界地図）の装飾、外部団体からの展示スペース貸し出し要望に係る対応を実施することとしています。

体験ゾーン来館者への案内業務についてご説明いたします。体験ゾーンに来られる一般来館者、団体訪問者に対して、体験ゾーンの案内を行い、開発途上国の現状や課題、国際協力やJICA事業について説明することを想定しています。特に、予約の団体訪問者に対して、訪問者のニーズに合わせ、JICA概要説明や展示案内、国際協力ボランティア経験者等による体験談等を含めた訪問プログラムを策定して受け入れを行い、途上国の課題等に係る来館者の理解を促進することとします。

具体的な業務内容としては、訪問プログラムの申し込み受付・調整・実施。一般来館者への対応。来館者アンケートの実施、報告。JICA中部以外のJICA関係者や外国の政府関係者、要人等の訪問対応などがございます。

活動ゾーンにおけるイベント・セミナー企画・運営業務についてご説明いたします。体

験ゾーン及びパネルのテーマ、JICA広報誌の特集などで取り上げた話題を含め、国際協力の旬なトピックを対象としたイベントやセミナーを平日夜、または週末日中に年24回程度開催することとしています。イベント、セミナーごとに適切な対象年齢層を設定し、週末日中は親子で参加できるものや工作・体験を伴う催し、平日夜には社会人や大人向けのセミナーなど幅広い対象に国際協力を発信できるように、全体のバランスを勘案して計画を策定し、イベント、セミナーの事前準備、実施、実施後の報告を行います。

加えて、JICA中部が年3回程度主催するイベントやセミナーの支援業務を実施することといたします。

市民参加促進業務についてご説明いたします。国際協力、開発協力等に関する窓口業務として、市民からの問い合わせを受け、JICA担当部署、担当者への取り次ぎ等の対応や、開発途上国の置かれている現状、日本と開発途上国とのかかわり及び国際協力への理解を深めることなどを目的として、JICAが実施している国際協力出前講座の窓口業務を行います。

また、なごや地球ひろばでは地球案内人をサポートする人材として、登録制の市民ボランティアをボランティア地球案内人と称して配置する制度を運営していますが、ボランティア地球案内人の募集、選考、登録、活用も行うこととしています。

関連広報業務についてご説明いたします。なごや地球ひろばの展示、イベント、セミナー等の広報について、ウェブサイトやメールマガジン掲載用の原稿を作成することとしています。なごや地球ひろばの展示やイベント、セミナー等のチラシ、ポスターなどを作成し、なごや地球ひろば内での配架、掲示やイベント等での配布を行います。

また、東海4県の自治体や地域国際交流協会、公共機関、公共施設や過去の訪問者等を含めた国際協力に関心がある人物や組織へのダイレクトメールの発送も行います。

以上が対象公共サービスの概要でございます。

従来の契約からの主な相違点として、サービスの質の確保と質の向上という観点で、次のような変更を行っております。実施要項の78分の15ページをご参照ください。地球案内人について、JICAボランティアとして自ら開発途上国において2年以上の国際協力経験を持つ者を2名以上確保することとしています。

また、訪問プログラムの申し込み受付、調整、実施といった業務についても受注者が実施することとしています。従来、JICA中部が直営で実施していたこれらの業務に加えて、ボランティア、体験談も受注者が実施することにより、より多くの日数で訪問プログ

ラムの受け入れが可能になるものと考えております。また、JICA中部と受注者との間の調整に係る事務コストも抑制されるものと思われま

加えて、インセンティブ制度を導入し、体験ゾーン訪問者数、訪問プログラム実施件数、アンケート評価等について目標値を設定しており、達成した場合には報奨金の支払いを行うこととしております。これにより、民間事業者の創意工夫が行われ、サービスの質が確保されるものと考えております。

関連イベントの実施回数について、従来の契約では年間9件でしたが、年間24件を実施することとしており、市民の方の国際協力に関するイベント参加の機会を増やすことにより、より多くの市民の方に途上国の現状や日本の国際協力について学んでいただきたいと考えております。

以上でご説明を終了いたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 15ページのサービスの質の設定の2のところですか。国際協力経験を持つものを2名以上確保するとお書きなんですけれども、確保というのはどういうことを想定されているのでしょうか。確保ということの意味、内容、具体的にどういうことかと。

例えば、いつでも来ていただけるようにコンタクトがとれるような状態にしておくのか、あるいは、内部に職員として抱えると考えておられるのか、その辺のニュアンスがどういうことかということですけど。

○高坂課長 常時勤務されることを想定しています。

○小松専門委員 ということは、正規の職員として2人は確保しなさいということですか。

○高坂課長 正規といいますか、契約……。

○小松専門委員 要するに、企業の内部の人間としていることを求めるということですか。

○高坂課長 そうですね。

○小松専門委員 これは、どういう理由でそういうふうにならそうしているんですか。

○高坂課長 先ほどご説明しましたとおり、今回の契約では、訪問プログラムも受注者が実施することとしております。訪問プログラムの中には、JICAボランティアの体験談というものを含めておりまして、その体験談を語る人材として、JICAボランティア経験者を確保いただきたいというのが我々の考えです。

○小松専門委員 そうすると、その方はボランティア体験談を1年中しゃべっているということになるんですか。

○高坂課長 それだけではないですけども、1年中、体験談をされるということになると思います。

○小松専門委員 訪問して来られる方のニーズもあると思うんですけど、同じ話しか聞けないというのはどうなんだろうなという気がちらっとするんですけど、おそらく訪問経験、国際協力経験を持っておられる方はたくさんおられると思うんです。その都度、来ていただいて、お話ししていただくというパターン。もちろん毎回違う人じゃなくても構わないんですけども、そういうことをやっていいという人たちが何人かおられれば、交代で来ていただくというやり方もあり得ると思うんですけども。普通そういうふうにするんじゃないかと我々は思うんですけど、そこを内部にかかわらなきゃいけないという理由が納得できないなと思っているんですが。

○高坂課長 まず、訪問プログラムの来訪者というのは、大体学校行事等で来られていますので、原則としてはリピーターは極めて少ないというところから、同じ話を2度、3度聞くことはあまりないのかなと考えております。

あと、ご指摘の外部の様々な体験を持った人を招聘して、体験談を話してもらうことについては、現在もそういったことは実施しています。

○小松専門委員 危惧しているのは、こういう条件がついてしまうと、参入してくる場所が限られるのではないかとということなんですけど、その辺はいかがですか。そういう人材を確保しやすいところが応募してくる可能性もあるかと思うんですけど、そこは大丈夫ですか。

○高坂課長 JICAの海外ボランティアは、大体毎年1,000人以上の人が参加していますので、経験者がそれほど稀少というわけではないと考えております。

○小松専門委員 過去の経緯を見ると、公益社団法人の青年海外協力協会というところがかなり受けておられるんです。そこはそういうOBの方々が多くおられるという組織のようですから、こういうところはある意味、非常に有利になるわけですよね。そういうことで、逆にいうと、ほかの民間のところは排除されるわけではないんですけども、参入障壁が高くなるということがあるとまずいのではないかと、こちらは危惧しているんですけども、そこは問題ないとお考えでしょうか。

○高坂課長 そうですね。実際、現在は青年海外協力協会ではない社が受注者となってい

まして、現時点では、JICAボランティア経験者は勤務していませんが、以前はJICAボランティア経験者が勤務していた時期もあります。よって、そういった受注者であっても、JICAボランティア経験者の確保は十分可能であると思っております。

○小松専門委員 これは、ちょっとしつこいようですけども、勤務経験者の方は体験談の話をするという仕事の役割があるわけですね。そうすると、そういうことが得意な方とあまり得意でない方と当然いらっしゃるはずなので、得意な方を探して雇ってくるのが条件になってしまうと、これは結構人脈がものを言うというところが出てくるんじゃないかなと危惧されるんですけども、誰でもいいというわけにはおそろしくいかなくなると思うんですよ。その辺が制約になるのではないかと、我々は危惧しているというところがありますけど、大丈夫ですか。大丈夫ですかとしか聞きようがないんですよ。

○古笛主査 そうですね。

○駒崎主任調査役 補足いたしますと、青年海外協力協会のようにボランティアOBの人脈があるところ以外でも、例えば、JICAの中では国際協力人材を募集をするプラットフォームを設けていますので、そちらにどの団体さんでも登録いただいて、人材募集が可能です。そういったものを活用していただいて、全く人脈とかコネクションがない企業さんや会社さんでも、例えば協力隊のOBだったり、国際協力経験がある方を募集できるというような、JICAとしての支援といたしますか、システムは用意しております。

○小松専門委員 そのことは、仮に説明会や何かでお話はされる予定ですか。

○駒崎主任調査役 はい。そこは我々としてもいつも広報しておりますし、説明会等でももちろんご説明したいと思っております。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 私からも、参入障壁が高くなるようにどうしても見えてしまって、従来の青年海外協力協会がずっと1者応札だったのが、ようやく2者応札で別の事業主体さんになったところで、またこういう状況に入れられたのかと、あらぬ疑いを持たれては困るなというところがあるんですけども、1つご確認なんですけれども、現在の事業実施者さんは、JICAボランティアが勤務されていないということです、現在は。

○高坂課長 現時点ではそうですね。

○古笛主査 そのことによって、何か不都合があるわけですか、現時点で。

○高坂課長 現時点は、ボランティアの体験談はJICA中部の人材が実施しております。それは1名で担当しておりますが、その者が不在であったり、出張に出ているといった

ときには、訪問プログラムを受けられない形になっております。

また、JICA中部の人材と受注業者との間で、訪問プログラムの打ち合わせや調整を行う時間が多く発生してしまうという問題がございます。

○清水専門委員 訪問プログラムというのは希望する人は多いですか。

○高坂課長 年間200件以上実施しています。

○清水専門委員 200件以上。

○高坂課長 ええ。中には要望が特定の日に集中してしまってお受けできないということもございます。

○清水専門委員 今、JICA中部で業務を行っている人は、別の業務を持ちながら、訪問プログラムの対応をやられているんですか。

○高坂課長 受注者ではなくて、JICA中部の人間が対応しています。

○清水専門委員 ああ、JICA中部の。

○高坂課長 はい。JICA中部の中の人間がお申し込みの受付や調整、プログラムの作成などを行っております。その者が体験談の担当もしております。

○清水専門委員 2名確保するという事は、コスト的にも高くなることを想定するのですね。業務が増えるのですね。

○古笛主査 ということですよ。今まではやっていないことを、今後、新たにお問い合わせということになるので、その分のコストは高くなるけれども、そのほうが合理的だと考えられている結果ということですか。

○清水専門委員 そうそう。

○高坂課長 そうですね。質の向上という点では、そちらのほうがいいであろうと考えております。

○清水専門委員 ということは、予定価格の設定等もその部分を上乗せした形で、今後設定されることになるりますか。

○駒崎主任調査役 そうです。

○清水専門委員 それで、ボランティア経験者は見つけようと思えば、見つけられるような情報があるということですね。

○駒崎主任調査役 先ほど申し上げたとおり、人材募集のプラットフォームを設けております。

○清水専門委員 それはJICAのほうでも積極的に提示していると。

- 駒崎主任調査役 はい。
- 古笛主査 じゃあ、その2人分の費用も上乗せをして、そして十分に人数が確保できると見込めるのでと。現在の事業実施者さんでも、特にその点は困らないだろうし、今後、参入するにも障壁とはならないだろうと考えられているということですか。
- 駒崎主任調査役 そのとおりです。
- 古笛主査 後ほどね。
- 小松専門委員 それ以上に。
- 清水専門委員 それならそれで。
- 古笛主査 そうですね。そういうふうにおっしゃられるんだったら、そのところは実際に経過を見てみないと……。
- 清水専門委員 うまくやっていただくというか。
- 小松専門委員 でも、そこは確保ができれば、あとはやってみてもらってほんとうにそうなったかなと、こういう感じになるのかなと思いますけど。
- 古笛主査 そうですね。コストが高くなっても、なおかつそのほうが合理的だと考えられてということであれば、そうですね。
- 駒崎主任調査役 現在は4名の地球案内人でひろばの運営を回しておりますけれども、訪問プログラムを委託して業務が増えることによって、その分、地球案内人2名分がそのまる上乗せになるということではなく、うち2名はボランティアの経験者で埋めていただきたいですけれども、それが5名かもしれないですし、例えば、1年中の配置ではなくて4.5人ですとか、そこは受注者の方の工夫というのがあり得ると思っております。
- 清水専門委員 それはそうですね。
- 古笛主査 そうすると、事業実施者さんのほうで、必ずしもJICAボランティアさんを2人正社員として入れてくださいという形じゃなくて、人数が確保できる状態であればいいということでしょうか。
- 駒崎主任調査役 そうです。常時、そういう方がシフトに入れるような体制を組んでいただければいいということです。
- 古笛主査 ということですね。わかりました。よろしいでしょうか。
- では、事務局のほうから何か確認すべき点はございますでしょうか。
- 事務局 特にございませぬ。
- 古笛主査 それでは、本実施要綱（案）につきましては、今、いろいろ意見を出させて

いただきましたので、それなんかも踏まえた上で、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札管理小委員会に確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

国際協力機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き、ご検討いただきますよう、お願いいたします。

以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今後内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国際協力機構退室、文化庁入室)

○古笛主査 若干早目ですけれども、よろしいでしょうか。始めさせていただきます。

続きまして、2件目は劇場・音楽堂等基盤整備事業の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室、時川室長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○時川室長補佐 それでは文化庁芸術文化課の文化活動振興室の室長補佐をしております、時川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料、配布されているかと存じますが、劇場・音楽堂等基盤整備事業民間競争入札実施要項（案）につきまして、ご説明させていただきます。

まず、本事業の内容につきましてですけれども、本事業は平成24年6月に施行されました劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の規定を踏まえまして、我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等において、音楽や演劇、伝統芸能などの実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等における事業が自主的、主体的に行われるようにするための情報提供及び研修を実施することにより、劇場、音楽堂等の活性化のための基盤整備を行う事業となっており、文化庁の単年度の委託事業でございます。

劇場、音楽堂等の活性化のための基盤整備を行うことを目的としております本事業は、平成25年3月に告示しました劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針に示された事項をもとに、情報提供事業と研修交流事業の2つの柱により構成されております。

お手元の資料をおめくりいただいて、2ページからが情報提供事業の説明になっております。情報提供事業ですけれども、I番の①の(a)のところでは、情報提供事業は劇場、音楽堂等の事業や管理・運営に関する情報、我が国の文化芸術に関する情報といった文化芸術振興に関する情報の収集に努め、それらの情報をウェブサイト等により広く提供し、劇場、音楽堂等の活性化を支援するものでございます。

次に、中ほどのちょっと上、情報提供事業の(b)のところでは、また、劇場、音楽堂等に支援員として専門家を派遣し、自主事業の企画、実施、施設の管理、運営等に関する指導助言を行い、劇場、音楽堂等の活性化を支援するものや日ごろの劇場、音楽堂等の相談に対応するなど、劇場、音楽堂等への芸術文化活動を支援するものでございます。

次に、3ページに移りますけれども、情報提供事業の中の②、研修教材の製作企画・編集・発行、さらに劇場、音楽堂等における施設運営や人材育成事業等に活用するための研修教材を作成し、劇場、音楽堂等の運営をするための実践的な知識及び技術を取得するための研修に効果的な教材を提供することで、劇場、音楽堂等における自主的、主体的な文化芸術活動を支援するものでございます。

続きまして、IIの研修・交流事業になります。アートマネジメント研修会の開催と、次ページにわたると存じますが、④の技術職員研修会の開催なんですけれども、研修事業につきましては、劇場、音楽堂等の活性化や地域の文化芸術の振興等を目的としたアートマネジメントの研修会を全国及び各地域において開催するものでございます。また、舞台芸術に関する専門的知識や技能の向上を目的とした技術職員対象の研修会も同様に行うものでございます。

今度は全国の研修会なんですけれども、全国の研修会は各劇場、音楽堂等の館長等の施設経営者や舞台芸術管理者、中堅職員、地方公共団体の文化芸術振興担当者などを中心に参加していただくものでございます。一方、地域別研修会は全国7地域において優れた自主事業等を企画する能力の育成や舞台芸術を円滑に行うために必要な技能など、経験が3年目から5年目ぐらいの若手職員などを中心に参加していただく研修でございます。

次は6ページぐらいまで進みますけれども、劇場、音楽堂等スタッフ交流研修事業、劇場、音楽堂等のアートマネジメントや舞台技術等の専門職員の資質向上を図るため、中堅職員が国内の他の劇場、音楽堂等において行う実務研修や、大学と連携したインターンシップの受け入れによる学生の実務研修を行うなど、劇場、音楽堂等における人材の交流研修を行うものでございます。

この事業は、我が国の劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成を強化していくために必要不可欠な事業であり、本事業を通して、劇場、音楽堂等の事業の活性化と、実演芸術の水準を向上させるとともに、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられるための基盤を整備するものでございます。

こちらは海外交流研修事業というのを29年度まで実施しておりましたが、平成27年度から海外の研修もやっておりますけれども、今年度は3年目でございますので、効果等を検証して、改めてよりよい研修にしていきたいということから、平成30年度につきましては、一旦委託内容からは外して実施したいと思っておりますので、お手元の資料の中で昨年度と書きかえているところとして、国内交流研修という書き方と海外交流研修という書き方をこれまでしていたんですけれども、これを全部取り払いまして、国内交流研修の記載にしております。そういった変化がございます。

それから、7ページに移りますけれども、本事業を行うに当たって、文化庁が設定した確保すべきサービスの質についてでございます。(4)の確保されるべきサービスの質につきましては、劇場、音楽堂等の活性化のための基盤整備に資する評価水準を設定し、評価内容をできる限り具体化したものでございます。

後ろのほうになるんですけれども、別紙2においては、過去の事業状況に関する情報を開示して、過度な質の設定にならないよう、それぞれの目標値の設定に努めております。民間事業者の新規参入にも支障のないサービスの質と設定しているものでございます。

お手元の資料では9ページまで飛びますけれども、その他の主な変更事項について、ご説明いたします。入札参加資格に関する事項として、(9)というところが以前まであったんですけれども、それを削除しています。それは、同じ項目の(4)に予算決算及び会計令第71条の規定ということが書いてありますけれども、それと重複する内容だったということが確認できましたので、そのまま削除しているという変更がございます。

それから、お手元の資料11ページになりますけれども、入札参加者の提出書類のうちの(g)がございまして、理由書を削除しているという部分がございます。これは昨年度までと違う部分の1つですけれども、入札参加者は電子入札システムにより入札を行うことができない場合に、理由を示した書類を提出していただくということがここに書いてあるんですけれども、現在、文化庁でそのような理由書は実際には求めていなかったために、実態に合わせて削除しております。

次のページに、エのところで、技術提案書の加点項目の審査の件で半ページほど追加しておりますけれども、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標というのを新たに追加しております。これは女性活躍推進法で、国がその調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定されていますけれども、これを受けて価格以外の要素を評価するという調達を行うときは、契約の内容に応じてワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業を評価する項目を追加するとしたものです。

別紙1に、この後のページにはなるんですけれども、評価項目の一覧と加点付与の基準に当該指標と得点を記載しております。

それから、この中には既に盛り込んでおるんですけれども、パブリックコメントの状況についてご説明いたします。本実施要項（案）に関しましては、8月24日から9月7日にかけて、パブリックコメントを行っております。3件の意見が寄せられておりますけれども、意見の内容は3件のうち2件につきましては、本実施要項（案）と直接関係する内容ではなかったと見ております。そのため、修正を行うなどの変化はございませんでした。3件のうちの3件目、もう一件は字句の修正を丁寧にいただいておまして、それを確認したところ、全てご指摘のとおりだったということがありまして、説明の中では省略させていただきましたけれども、1文字単位で修正が入っているところに、括弧をとるとかといったところに反映されておりますので、その説明は省略させていただきます。

早いかもかもしれませんが、以上が今回の入札実施要項（案）の説明になります。以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○小松専門委員 28年が文化科学研究所というところが事業実施をして、それ以外は公立文化施設協会というところがずっと受けておられるんですけれども、これはかなり専門的な内容があって、能力的にも専門家に近い人たちでないとやれない事業のように思うんですけれども、そのことが結局は応募者を限定していることになっているのかなと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○時川室長補佐 劇場が専門設備などを用いております、例えば高所での作業がありますとか、実は危険な作業が伴う部分があったりもします。あるいは、公立文化ホールとの情報共有という意味では、一般の企業様が日ごろから公立文化ホールを中心とした劇場、

音楽堂等と連絡をとっているというのはなかなか少ないのかなと思います。そういったところで、専門性が蓄積しているところはやはり限られているとは認識しております。

28年度に受託をした株式会社文化科学研究所は、例えば地方公共団体の文化の計画を策定するといったことを数多く実績を持っております。ですので、劇場に関しての知見もたくさん持っているところなんです。ただ、28年度に実際に受託をして、非常に大変だったということのように伺っております。経費的にも落札した金額よりも持ち出しも少し生じるような、なかなか慣れない作業で人手がかかったりして、そういったこともあったと聞いております。

そういったことで専門性を持っている会社が皆無というわけではないんですけれども、確かに少ないとは認識しております。

○古笛主査 お願いします。

○清水専門委員 情報の今の話に絡むんですけれども、提供事業というのは常時、全国の劇場とかからいろいろな課題なり情報を蓄積しておいて、必要なときにそれを提供すると、こんなイメージなのですか。

○時川室長補佐 そうですね。常に開かれたものにはしていますけれども、常に入っているというわけではないかもしれませんが、全国にこういった活動する劇場、音楽堂等というのは2,000ほどございますし、劇場法が施行されて以来、劇場の役割というものもはっきりとしましたところで、従来の貸館中心だった時期に比べれば、いろんな悩みを抱えていて、専門的な劇場の話をしたと思ったときに、なかなか劇場館だけではなくて、専門的な知見が集約されたところがあるというのは劇場にとっては大変助けになっていると思っています。

○清水専門委員 ある劇場で問題があった場合、それを解決するために適切な人材を抱えて何かを提供するのか、あるいは、紹介をして、こんな課題があるんですよみたいな情報を提供するのか、その辺がよくわからないんですけれども。受託事業者が自らそういう情報を持っていて、何らかの課題解決の参考になる技術なり回答等を持っているということなんですか。

○時川室長補佐 たくさんのこれまでの事例も持ってございますし、ただ、答える人というのは、常に常駐しているわけではありませんで、情報提供事業に関連する内容になりますけれども、専門的な知見を有した方を登録している状況で、ご紹介するという形なので、必ずしも全ての方が在籍しているというものでは全然なくて、事務局自体は小さい最低限

の人、長く劇場の運営にかかわっている方が現在、受託している法人などは持っており  
ます。

○清水専門委員 そうすると、それはどこにどんな技術なり情報を持っている人がいるか  
という情報そのものを、ここ数年間応札してきたところ、あるいは受託したところが持っ  
ているということなんですか。普通の株式会社とかでわ情報がつかまらないということ  
ですか。

○時川室長補佐 普通の株式会社はどういう事例が起こったかというものを、おそらく文  
化庁事業で基盤整備事業を受託したところが発している資料などで確認することはでき  
ると思います。ですが、そこは受託事業をするには……、なるべくオープンに情報は共有、  
提供しているんですけども、それだけで各劇場と連絡がとれるかとか……。

○清水専門委員 できないですね。

○時川室長補佐 といったところは難しい部分があるかとは思いますが。

○清水専門委員 研修と交流事業のほうは同じような問題があるのですか。自ら人材を抱  
えているんじゃないかと、研修できる人を連れてくるということなんですか。

○時川室長補佐 研修をする際に、情報提供事業と密接かなと思っているところなん  
ですけども、日ごろの悩みなどを返してもらっているから把握している課題などがござい  
ますので、それを研修に反映させるということで、日ごろ、劇場と毎日、交流というか連  
絡を取り合っている方でなければ、年度の報告書などを細かく見ただけでは今だったらど  
うの方に研修を求めるかといったことはなかなか決めにくいかなとは思いますが。

○清水専門委員 ある程度、研修しなければならぬ課題は、グループ化し、いわゆる標  
準化、マニュアル化というのはできないものなんですか。

○時川室長補佐 これまでの事例につきましては、対応事例とか報告がたくさん蓄積が  
あると思うんですけども、同じ間違いが過去の事例で繰り返されないようにはしたいと  
は思いますけれども、新たな問題も生じていきますし、状況が少しずつ変わっていきます  
ので、そこは過去のマニュアルだけで対応できるかという、過去のマニュアルで多くは  
解決できると思うんですけども、新たな課題にはなかなか専門性などを備えた方が結  
びつけることが必要かとは思いますが。

○清水専門委員 過去で行われたものとか課題は、新しく参入しようとした業者の方とい  
うのは調べることは可能なんですか。

○時川室長補佐 すいません、もう一回お願いできますか。

○清水専門委員 過去に問題があるもので研修しました、あるいはどういう情報を提供しましたとか、そういう内容というのはこれから参入しようとする人たち、業者は知ることができるんですか。

○時川室長補佐 はい。それはこれまでの受託事業での報告書はかなり丁寧にまとめておりますので、それはもちろん知ることができます。

○清水専門委員 それがあってもやっぱり来ないということですか。

○小松専門委員 ちょっとよろしいですか。今まで2つ会社と協会が来られて、経験をされているわけですが、この2者以外に可能性がありそうなところってありますか。

○時川室長補佐 あると思っています。文化科学研究所というのは、確かにこれまでたくさんの方の地方公共団体の計画などに力を発揮していますし、それから、芸術団体の統轄団体とかといったものもございまして、あるとは思いますが。

あるいは、文化科学研究所と同じように計画を策定するとか、コンサルティング業務をやっているといったところはあると思うんですけども、果たしてどれだけ劇場の業務に集中していただけるかというところは、たくさんの方の要求に応じている会社が劇場のことだけを一生懸命やってくれれば、それは必ずできると思っているんですけども、文化庁では他にもいろいろな調査をお願いしたりしているものもございまして、そういった会社には、こういう報告をしているんですということは私たち、丁寧にお伝えをしていきたいとは思っているんですけども、ここに本腰を入れてくださるかどうかなんかというのはなかなか難しいのかとは思っています。

○小松専門委員 事業のくくりから劇場、音楽堂等というところに特化していますよね。そうすると、それにだけ関わっていないと、逆にいうと非常にやりにくい感じがするんですね。大きく分けて情報提供事業と研修交流事業という2つ軸があって、だけど、この2つはある意味、全然違う性格の事業でもあると思うんです。

要するに、情報を集めてきてウェブサイト流す、これはいってみれば専門の雑誌をつくる話と同じような業務なんです。だから、取材をしなきゃいけないし、常にネットワークを維持して情報を集める努力をしないとイケないです。これは一種ジャーナリズムの感覚なんです。

研修交流事業というのは、講師の人がいて、研修の内容がある程度、枠組みが決まっていれば、あとは会場を設定したり、講師のお世話をしたりとかという、ある意味誰でもできる事業になるかとは思っています。その辺が特定のノウハウを持ったところでしか受けら

れない事業の枠組みになってしまっているような気がちらっとするんです。

だから、1と2の事業の性格かかなり違うので、これを1つの団体に受けなきゃいけないとなると、これはやっぱり相当に限定されると思うんです。さっきおっしゃった、いろんな芸術団体の統轄というところは、もしかしたら研修みたいな話だったらできるかもしれないけど、1の情報提供みたいな話は、取材能力とか文章を書いて発信するとかという話になると、これは専門的な能力がかなり必要になるので、そういう人材がないという状況になってしまうのかなという危惧があって、盛り込みすぎみたいな気が私は若干するので、やってみないとわからないですけれども、場合によっては、また同じところしか応札されないということが出てくるのかなという危惧を持っております。

これに関してはお答えいただかなくて結構ですけど、そういう危惧があるということを出しておきます。

○古笛主査 そうですね。過去にも同じようなご指摘はさせていただいたかと思うんですけれども、事業の分割も考えるべきではないかというところは、ずっとこれまでの事業実施者さんを見ていても、ようやく文化科学研究所さんが入ってくれたと思ったら、もう次の年は離れられてということになって残念なところがあるので、そういった検討とか、あと、さらに難しいかと思うんですけれども、単年度というのはハードルが高いんじゃないかということもしています。ある程度、専門的なもので、過去の実績だけでは難しくてという話をされて、単年度ですということになると、手を挙げる事業者さんがなかなかいないんじゃないかということもあるかと思うので、海外交流研修を今年は外されたということですけども、それだけですごく手を挙げやすくなったかというところなのかなという心配もありますので、引き続き、今回の結果も見てと思うんですけれども、ご検討いただけたらとは思いますがどうでしょうか。よろしいですか。

○小松専門委員 やってみたいけどしかたないですね。

○古笛主査 そうですね。今年は海外のものがなくなったので、ちょっとは手を挙げやすくなったかなというところはあるかと思っておりますので、専門的なところのハードルの高さというのは、文化庁さんのほうでもいろいろ情報提供をしていただいたり、手を挙げやすいようにと工夫していただけたらとは思いますが、よろしいでしょうか。

じゃ、事務局のほうから何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審

議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任していただきたいと思いますが、委員の先生、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認した事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（文化庁退室、国際観光振興機構入室）

○古笛主査 それでは、3件目を始めさせていただきたいと思います。

3件目は通訳案内士試験事業の実施要項（案）の審議を行います。本案件については、独立行政法人国際観光振興機構、インバウンド戦略部半田次長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は20分程度でお願いいたします。

○半田次長 国際観光振興機構のインバウンド戦略部次長をしております半田と申します。私のほうから今回、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、私どもの組織の簡単なご紹介をさせていただきます。私ども国際観光振興機構は、訪日外国人旅行者の誘致に取り組んでいる政府観光局でございます。東京にある本部組織、そして世界21都市にある海外事務所のネットワークを活用いたしまして、日本の観光魅力を世界に発信しているところでございます。

合わせまして、外国人旅行者が日本で便利に快適に滞在できるように自治体、あるいは民間事業者の方々と連携しながら受け入れ体制の整備や支援に取り組んでいるところでございます。それで、この中で通訳案内士試験の事業も実施しているところでございます。

本日、お手元でございますA4横長の通訳案内士試験の事業の概要に基づいて、ご説明を申し上げます。通訳案内士試験でございますけれども、こちらは通訳案内士法に基づきまして、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とした試験でございます。この試験は毎年1回以上、観光庁長官が実施することとされておりますけれども、試験実施に関する事務については、法律に基づいて機構が代行することになっております。こちらの代行については、昭和60年から現在に至っているところでございます。なお、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務につきましては、機構が試験員を選任して、試験員が行っているところでござい

す。

なお、今年5月に通訳案内士法が改正されまして、通訳案内士試験に合格して都道府県に通訳案内士登録をしなくても有償ガイドが可能となり、来年1月に改正法が施行されることになっております。

次に、試験の概要でございますけれども、大きく分けて筆記試験と口述試験に分かれております。筆記試験については、試験科目は4科目となっております。外国語、日本地理、日本歴史、産業・経済・政治及び文化に関する一般常識の4科目でございます。なお、こちらにつきましても、今回の法改正によりまして、来年度から通訳案内の実務が筆記試験に追加されることになっております。ただ、具体的な実施方法についてはまだ決まっておりません。

外国語の種類でございますけれども、現在、英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語の10カ国でございます。地理、歴史、一般常識科目については、言語に関係なく共通の問題となっております。

なお、口述試験につきましては、筆記試験に合格した者のみが受験可能となっております。通訳案内の実務ということで、筆記試験で選択した外国語による通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力を試験しております。

試験は年1回実施しておりまして、実施時期については、おおむね筆記試験が8月ごろ、国内8カ所と海外2カ所、及び準会場10カ所で実施しております。口述試験については、12月ごろ、国内3カ所で実施しているところでございます。

試験を行う外国語の種類、あるいは試験日、場所等につきましては、毎年観光庁長官名で事前に官報で公示されております。

受験者の数でございますけれども、この10年で見ますと、平成25年度で約4,700名で一番少なく、一番多かったのが昨年度、28年度の約1万1,300人が最多となっております。

次に、業務内容でございますけれども、通訳案内士試験の実施に関する事務については、年間を通じてコンスタントに作業が発生しているというのが特徴でございます。こちらに業務内容を羅列しておりますけれども、主なものといたしましては、試験会場の確保、それに受験願書の受付・審査、受験票の送付、そして試験室の割りつけ、試験会場責任者の確保、そして試験会場の準備と運営、そして合否通知の送付、あと各種データの作成となっております。

別途、実施要項のほうでは、国家試験を公正かつ的確に実施するために確保されるべきサービスの質を詳細に設定しているところがございます。なお、機構が今回、自ら行う業務としては、試験員の専任、試験問題案のチェックと確定、海外での試験実施、合格基準の審議と決定、そして合格発表などがございます。基本的に民間に委託できるものは全て委託するというスタンスで実施しております。

資料には書いてございませんけれども、今回、通訳案内士試験については、2回目の民間競争入札でございます。平成20年度に1度実施しておりまして、その際、23年度に実施された評価におきまして課題となっていた点、今回の実施要項（案）で改善を行っております。

具体的には、電子申請による願書受付業務について民間委託すると。これは、願書受付については、電子と書面、2つございますけれども、当時、電子申請も合わせて委託したほうが効率がよいのではないかと指摘をいただいておりますので、それを受けて願書受付業務の効率化の観点から、今回電子申請と書面申請による願書受付を一括して受託して、委託するというようにしております。

そして、2点目でございますけれども、実施期間を今回、2年から3年に延長したということでございます。実施期間について、前回の民間競争入札の際に、2年とさせていただきましてけれども、短いんじゃないかという指摘を受けまして、今回3年とさせていただいております。こちらも初期投資の平準化の観点から実施期間を延長するというようにしております。

これらの改善に加えまして、今回、筆記試験の準会場実施についても、試験運営のほうは民間に委託できればと考えております。なお、現在、法改正に伴う試験制度の変更について、国において議論をしているところがございます、その結果も踏まえて、試験業務の見直しを機構のほうでも考えたいと思っております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 じゃ、1つ、法律の改正で通訳案内士という資格がなくてもできることになるようですけども、その影響はどういうふうにお考えですか。

○半田次長 資格はなくても有償ガイドができるということがわかったのが、ちょうど今

年の試験の受付中だったと思いますけれども、今年についていえば、昨年を若干下回るぐらいでそれほど影響は出ておりません。ただ、来年以降について、どういった影響が出るかというのは、まだわからないところです。機構としては、資格を取ることのメリット、インセンティブというのがある程度付与されれば、そんなに影響は出ないのかとは思っています。

○小松専門委員 仮に激減することもあり得ると思うんですけども、そうなると事業の内容が随分変わってきちゃう気がするんですよ。それに対しては、リスクみたいなものはどういうふうに考えておられるんですか。コンスタントに1万人ぐらいということで想定していたところが5,000人ぐらいしか受けなかったとなってしまうと、これは業者も困るだろうと思うんですけど。

○半田次長 そのリスクはあるかと思えます。説明の中で、平成25年に4,700人台があったという話をさせていただきましたけれども、このときが収支の赤字が数千万出たというところもありまして、当時はまだ1年契約でしたけれども、それが複数年にすることによって、そのリスクは確かにございます。それについて、まだどうこうというのは、考えておりませんが。

○小松専門委員 そこが一番引かかるかなという気はしているんですけど。

○半田次長 一応受験者が減る、拡大策について、国のほうで今、委員会を立ち上げて、いろんな試験制度の変更と伴って、合わせてこれからどうやって拡大していくかというのは検討していただくことになっています。

○小松専門委員 ちょっと怖いなという気がしちゃって。

○古笛主査 そうですね。四千幾らと1万1,000と、それだけ大きくぶれるということで、試験が受からなくてもいいとなると、受けるかなというところがどうも見えないので、そこは少し気になる場所であって、なおかつ3年、普通はよく複数年契約をお勧めはするんですけど……。

○半田次長 本音をいうと、もうちょっと伸ばしたほうがいいかなとは思ってはいるんですけど、確かに、おっしゃるように、リスクがありますので、そこが心配で3年にしていると。

○古笛主査 3年にということですかね。

○小松専門委員 そのことを除けば、これはごく一般的な試験の運營業務、内容は運営する側は関係ないので、誰でもといたら言い過ぎですけども、そういうことをやりなれ

ているところであれば、結構受けられると思うんです。そういう意味では、応札者が少ないということはないだろうと思うんですが、逆にいうと、業者のほうがその辺のリスクをどういうふうに読むかというところで、応札がどのくらいあるかというふうになるのかなとは思いますが、やってみないとわからないですけど。

○古笛主査 そうですね。そこは、法改正はもうしようがない話なので、そこのところはそうですね。でも、27年度から29年度は結局1者さんしか応札されなかったというのは、そこは……。

○半田次長 そうですね。一応説明会に来ていた方々に聞くと、試験の収益が上がらないということもあって、なかなか価格競争が厳しいという話は聞いています。

○小松専門委員 やってみるしかないという感じは。

○古笛主査 わかりました。よろしいでしょうか。

○小松専門委員 特に大きな問題はないと思うんですけど。

○古笛主査 そうですね。これ自体はそうなんですけれども、法改正と言われて、先が見えないところが不安だなというくらいなので、そこはもうしようがないところですので。じゃ、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了する方向で調整を進めたいと思います。

国際観光振興機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

以上でよろしいでしょうか。

今後、内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますよう、お願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国際観光振興機構退室)

— 了 —